



2022年4月1日施行(中小企業)パワハラ防止法 対策

# 「今こそ学ぶ“ハラスメント”」

日時：2021年11月18日（木）  
15：00～16：30  
（受付開始14：30～）

場所：名古屋商工会議所 5階会議室D  
（名古屋市中区栄2-10-19）



講師

社会保険労務士行政書士オフィスはしもと  
代表 橋本 堅氏  
（法的保護情報講習JITCO 委嘱講師、  
三重県社会福祉協議会 アドバイザー）

## 内容

1. はじめに
2. ハラスメントの“定義”
3. G線上のパワハラ（裁判例から）
4. パワハラにならない指導法と防止法
5. さいごに

## 対象・定員

経営者および人事労務担当者の方  
35名 1社1名まで。先着順。

## 受講料

会員：無料 非会員：10,000円

## 申込・締切

右記よりお申込みください。2021年11月17日（水）締切。  
(<https://answer.cci.nagoya/kaiin/?code=1cb63200>)

## 詳細

名古屋商工会議所HP内の詳細ページをご覧ください。  
(<https://www.nagoya-cci.or.jp/event/event-detail.html?eid=3218>)

## お願い

感染症対策についてご理解・ご協力をお願いします。  
当日参加者ご自身での体温測定。発熱や咳など風邪の症状がある方は参加をお控えください。/当日受付での検温。/マスクの持参、会場内での常時着用。/入室前の手指消毒の実施。/休憩時間等における集団、大声での会話の自粛。)

## 問合せ

名古屋商工会議所 中小企業部 福谷、片岡（052）223-5636

## （協力）

愛知働き方改革推進支援センター（厚生労働省愛知労働局委託事業）

